

グリーンビルディングの整備を促進するための方針 事業計画書

—仙台市役所本庁舎整備事業—

令和5年7月

仙台市

－ 目次 －

1 事業者の氏名及び住所	4
2 対象事業の名称、目的及び内容	4
2.1 事業の名称	4
2.2 対象事業の目的	4
2.3 事業の内容	5
2.3.1 基本方針	5
2.3.2 基本設計概要	6
2.4 事業の経緯	10
2.4.1 基本計画等の検討	10
2.4.2 事業立地の検討経緯	11
2.4.3 事業の実施工程計画	11
2.4.4 近隣の他整備事業との関連性	13
3 事業実施の位置	15
3.1 事業実施区域	15
3.2 関係地域の範囲	20
4 地域の概況	22
4.1 自然的・社会的状況等	24
4.1.1 大気環境	24
4.1.2 土壌環境	38
4.1.3 生物環境	39
4.1.4 景観等	41
4.1.5 電波障害・日照障害・風害	42
4.1.6 社会資本整備等	43
4.1.7 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等	44
4.1.8 環境の保全等を目的とする法令等	44

5 環境の保全及び創造に係る方針・内容	82
5.1 全体方針	82
5.2 地球温暖化対策	87
5.3 緑化の推進	91
5.4 景観への配慮	94
5.5 資源循環の推進	105
5.6 水環境の保全	108
5.7 風害、日照障害、電波障害対策	110
5.7.1 風害	110
5.7.2 日照障害	123
5.7.3 電波障害	129
5.8 交通計画	135
6 その他	149
6.1 建設工事における環境配慮計画	149
6.2 環境影響評価方法書の市長意見に対する事業者の見解（概要）	150
6.3 環境影響評価方法書の環境影響評価項目に対する事業者の見解（概要）	152

1 事業者の氏名及び住所

事業者：仙台市

所在地：仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

代表者：仙台市長 郡和子

2 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称

仙台市役所本庁舎整備事業（以下、「本事業」という。）

2.2 対象事業の目的

仙台市役所本庁舎は昭和40年に完成し、昭和53年の宮城県沖地震、そして平成23年の東日本大震災を経験しながら、50年以上にわたり本市の行政の中心的な役割を果たしてきた。

一方で、平成8年に実施した本庁舎の耐震診断において耐震性能が「震度6強の地震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊の危険性が高い」との結果であったことを踏まえ、平成10年には災害対策本部を青葉区役所に移設したほか、平成20年には本庁舎の耐震補強工事を実施した。また、建築設備についても部分的な更新と修繕の計画的な実施により、庁舎の維持管理を実施してきた。しかし、本庁舎の老朽化は内装や付帯設備にも顕著に現れ、市民へのサービスの低下を招いているほか、将来にわたる修繕コストの増大も懸念される。

近年、人口減少や高齢化の進展、国際化に伴う都市間競争など、行政が取り組むべき課題の細分化と広範化が見受けられる。また、NPO等との公民連携事業など、行政機能やその担い手は多様化している。このため、本市においては時代の変化に合わせた柔軟な組織体制と効率的な職場環境の構築により、市役所の機能を強化するとともに、市民サービスの向上に向けた取り組みが求められている。

現在、本市では本庁舎を含めて周辺に市有庁舎6棟、民間ビルの賃借7棟、計13棟の建物を供用しており、これらの建物に本庁機能が分散化していることにより市民サービスの低下を招いているほか、多額の賃借料の支出、業務効率の低下を招いていると考えられる。

このような中、本市では平成28年6月、「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討調整会議」を設置し、対策に関する総合的な検討を行った。また、同検討調整会議での議論と並行して本庁舎のコンクリート中性化*試験を実施したところ、構造体の耐用限界が迫っている（令和11年頃）ことが明らかとなった。検討調整会議における改修と建替との比較検討の結果、改修では分散化が解消できないこと、改修後の供用可能期間が不明であり、不確実性を伴うこと、長期的には建替が不可避であるほか、維持管理費の増加や分庁舎の改修費等が発生し、経済性に乏しいことから、平成29年1月に政策会議において本庁舎の建替を決定し、平成29年3月に「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書」をとりまとめ、「建替が妥当である」と整理し、公表した。

本事業は、以上のことを踏まえ、仙台市役所本庁舎の諸課題の解消に向け、本庁舎の建替を行うものである。

* コンクリート中性化：本来はアルカリ性であるコンクリートが中性になることで、コンクリートの内部にある鉄筋を腐食から保護する機能が失われ、最終的には鉄筋が錆びて体積が膨張し、内部からの破壊現象を生じることで、構造体の強度が低下する。本庁舎のコンクリート中性化試験の結果から、現本庁舎コンクリート構造体の耐用限界は、令和11年～12年と推定された。

2.3 事業の内容

2.3.1 基本方針

仙台市が平成30年8月に策定した仙台市役所本庁舎建替基本構想（以下、基本構想）は、市民の生活や活動を支える市民中心の市役所の機能を強化し、また、市民協働の力や杜の都の魅力といった“仙台らしさ”を市民が感じることができる環境を整備するとともに、過去の伝統、経験を現在から未来へとつなぐ役割を担わせることを新本庁舎の共通理念としている。

また、基本構想は副題に「市民が集う多彩な協働の場を目指して」を掲げており、新本庁舎の整備に当たっては、「まちづくり（賑わい・協働）」、「災害対応・危機管理」、「利便性・環境配慮」、「持続可能性（経済性・生産性・柔軟性）」の4つの観点で検討がなされてきた。

この基本構想を踏まえ、仙台市役所本庁舎建替基本計画（以下、基本計画）では、具体的に新本庁舎が目指すべき方向性として、『市民とともに、まちとともに新たな時代に向けてチャレンジする市庁舎』～市民の豊かな暮らしと安心のために～」を掲げ、以下の3つの方向性を整理した。

(1) 行政庁舎として持続性と柔軟性を備え、協創・共創の場で市政課題を解く

- ・新本庁舎は市民・議会・行政と一緒に協創・共創できる場となるように、多様な市民が集い、参画できる庁舎として整備する必要がある。
- ・今後、将来にわたり安定して市民サービスを提供していくために、新本庁舎は時代の変化に適応して市民サービスを適切に提供し続けられる持続性を持つこと、ハードの面でも組織や働き方の変化などによる設備変更や変更のコストを最小限に抑えるとともに、今後の様々な社会環境の変化にも適切に対応できる柔軟性を持つ必要がある。

(2) 市民が集う多彩な協働の杜をつくる

- ・市庁舎周辺では勾当台公園市民広場や定禅寺通などの公共空間で多くのイベントが開催され、更なるまちの賑わいのためには、庁舎及びその周辺の整備が勾当台公園市民広場等と一体的な空間となるよう配慮する必要がある。
- ・運営の面においても、新本庁舎及びその周辺について、これまでになかった新しい価値を生み出せる場や市民が集い安らぐ憩いの場にするため、公民連携事業の手法などを取り入れながら運営することが必要である。

(3) 杜の都、防災環境都市を発信する

- ・杜の都のアイデンティティ（伝統）や防災環境都市の取り組み（経験）は世界に誇れるものであり、新本庁舎は中長期的な視野を持って「伝統や経験を百年先まで発信する市庁舎」として整備する必要がある。

なお、本事業は、基本構想に基づき、新本庁舎は現本庁舎敷地内に立地させることを基本方針とし、市民広場、定禅寺通との連続性を持たせる工夫について検討を行った。

また、新本庁舎は、音楽ホール等の他用途公共施設等の複合化整備は行わないこととし、行政と議会の棟構成については、市議会議長答申の内容を踏まえ、行政・議会一体棟での整備を基本的な方向性としている。

2.3.2 基本設計概要

(1) 設計コンセプト

① コンセプト

新本庁舎の整備に当たっては、仙台市ならではの市民協働の力や杜の都の魅力、防災環境都市としてのしなやかさや強靭さを備えた、「素朴な技術を活かした庁舎」「小さな要素の集合体としての庁舎」を設計コンセプトとする。これら2つの設計コンセプトをもとに、基本計画で定めた「まちづくり・賑わい・協働」「災害対応・危機管理」「利便性」「持続可能性・環境配慮」の4つの基本整備方針を、基本設計において具現化する。

想定外の災害に対し、すべてを技術でコントロールするのではなく、窓を開けて換気ができる、自然光で活動ができるといった素朴な技術に立ち返ることで、災害だけでなく環境にも配慮した庁舎とする。分節された平面・外周を巡るバルコニーは、建物形状そのものを利用して採光・通風を確保することが可能であり、将来的な維持管理・更新性の向上や環境負荷低減にもつながる。

新本庁舎は、市民中心の市役所として、受け継がれてきた市民活動・市民協働の力が集まり、市民一人一人が自分の居場所と思えるような場をつくる。小さなボリュームが点在する低層部は、こうした市民の多彩な活動が街に溢れ出す発信の場になるとともに、街並みや街路空間の魅力を高めることにも寄与する。

② 4つの基本整備方針

<まちづくり・賑わい・協働>

まちの賑わいを活性化するため一番町商店街からの軸線を庁舎敷地内に引き込み、市民広場や定禅寺通、一番町商店街など、仙台市特有の豊かな街路空間や広場と賑わいを相互に波及させ、まち全体の回遊性向上にも寄与する低層部を整備する。

<災害対応・危機管理>

災害対策機能を整備するとともに、屋根付きの半屋外広場を設け、市民協働の場と連携して一時避難場所として機能する防災拠点とする。

複合的な耐震技術の採用により、建物としての堅牢性を確保するとともに、災害時における業務継続性を考慮した計画とする。

<利便性>

新本庁舎は地下鉄やバス利用者をはじめ、自動車・自転車利用者など、様々な交通手段での来庁者に配慮した動線を整備する。来庁者用のエレベーターは高層棟中央に配置し、どこからでもアクセスしやすい計画とする。

<持続可能性・環境配慮>

新本庁舎の執務フロアは自然採光・自然通風を積極的に取り込む平面形状とし、日常的な執務空間の快適さだけでなくランニングコストや環境負荷の低減にも配慮した計画とする。

仙台のシンボルでもあるケヤキを中心に、周辺と調和する緑の景観をつくる。西側は駐車場・駐輪場を緩やかに囲う草花を配し、歩行空間に彩りを加える。北側広場は四季折々の花や有用植物を配置し、市民が季節や緑を身近に感じられる緑地を整備する。

(3) 配置計画

① 計画地周辺との関係性

「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」において、新本庁舎の敷地は、勾当台・定禅寺通エリアが目指すまちを象徴する場所とするために、取り組みの具体化と早期の展開を図ることとしており、重点ゾーンに位置付けられている。

一番町商店街からの軸線を意識した構えと、人の流れを生み出す低層部とし、軸線を中心に人が集まる空間を展開することで、一番町商店街や定禅寺通等との回遊性向上を図り、周辺と相互に交流・賑わいを波及させる。

勾当台公園の各エリアと現本庁舎敷地がそれぞれで独立している現状に対し、新本庁舎では敷地周囲に広場や歩道・連続性のある緑化を整備することで、各エリアとシームレスにつなぎ、「まちの回遊性を高める」ことに寄与する。(緑化に関しては、5.3 緑化の推進を参照)

② 建物・外構施設配置

行政機能を高層棟に集約し、南西側に配置することで、敷地周辺に開いた広場を整備する。

低層部の市民利用・情報発信機能は分散配置とし、敷地周囲からも敷地内広場や低層部の賑わい・活動が感じられる計画とする。低層部の外構は、周辺道路や広場に賑わいをもたらしながら、植栽計画と併せて利用者にやさしい歩行・滞留空間を整備する。(滞留空間に関しては、5.4 景観への配慮を参照)



図 2.3-2 配置図

2.4 事業の経緯

2.4.1 基本計画等の検討

仙台市役所本庁舎の老朽化、市役所機能の強化、市民サービスの向上に対応するため、平成28年6月に「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討調整会議」が設置され老朽化等諸課題検討に着手、平成29年3月には「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書」が作成され、「建替が妥当である」旨が公表された。

平成29年11月には「仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会（有識者会議）」が設置され、ワークショップや市民及び団体アンケートを実施する等、市民の意見を積極的に取り入れながら、平成30年5月に「仙台市役所本庁舎建替基本構想中間案」を策定、パブリックコメント等を経て、平成30年8月に「仙台市役所本庁舎建替基本構想」が策定された。

また、同年11月から市民シンポジウムを4回開催、12月に「仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会」が設置され、令和2年5月には同検討委員会から基本計画に係る報告書が提出された。令和2年6月に「仙台市役所本庁舎建替基本計画（中間案）」を策定、パブリックコメントを経て、令和2年7月に「仙台市役所本庁舎建替基本計画」が策定された。

(1) 基本計画における環境配慮の方向性

「仙台市役所本庁舎建替基本構想計画」における環境配慮の方向性は、以下のとおりである。

① 環境負荷の低減

室内への日射量や外気温による室内温度への影響を抑える工夫、高効率設備機器などの採用のほか、再生可能エネルギーの積極的な導入によりエネルギー消費量の削減を図る。

- 環境配慮として「CASBEE（建築環境総合性能評価システム）」や「ZEB ready」認証取得も視野に入れるほか、将来的な環境性能の向上を意識した庁舎整備を行う。
- 「BEMS（ビルエネルギー管理システム）」等のエネルギーマネジメントを導入する。
- 世界に誇れる防災環境都市として、最新技術の活用による地球温暖化対策を検討する。

② ライフサイクルコストの最適化

建築設備の維持管理や機器の更新等を考慮した計画により、環境負荷の低減を図るとともにライフサイクルコストの最適化を実現する。

- 容易に更新できないガラスや壁の断熱性能を向上させ、エネルギー消費量を減らす。
- 維持管理する空間や機器の搬入経路の確保、将来的な機器の増設スペース等を考慮する。
- 設備機器の構成は汎用品を基本とし、機器更新時のコスト、手間を軽減するとともに、高効率機器を採用してランニングコストを縮減する。

③ 都市景観との調和

敷地の積極的な緑化や外観、建物ボリュームなどについて、都市景観との調和を図る。

- グリーンインフラの考え方を踏まえながら、敷地内の緑化を積極的に推進し、杜の都の歴史と勾当台公園の緑地のつながりを意識した、周辺との調和の取れた庁舎を実現する。

(2) 仙台市環境調整システム

仙台市環境調整システムは、市が実施する事業について、事業実施による環境への配慮を徹底するため、計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について十分に検討・調整する仕組みである。

本事業は、同システムに基づき、平成30年11月に構想段階における環境配慮の方針をとりまとめた。

具体的な内容は、基本計画策定段階で検討した環境配慮事項とあわせ、「5 環境の保全及び創造等に係る方針・内容」に記載している。

(3) 仙台市環境影響評価条例等

本事業は、仙台市環境影響評価条例に基づき、令和2年8月に環境影響評価方法書に関する手続きを実施した。その後、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、上記方針に基づき手続きを行うこととした。

2.4.2 事業立地の検討経緯

(1) 新庁舎整備エリアの検討

新本庁舎の整備に当たり、勾当台地区に立地させる場合と、他の地区に立地させる場合で「市民・地域への貢献・地域特性・まちづくり」、「災害対応」、「利便性」、「コスト」の観点から整理した。

このうち、勾当台地区に整備した場合、「災害対応」や「利便性」の面で他の地区よりも優れているほか、国や県の庁舎との近接性を維持しつつ、明治時代以降の官庁街としての市民意識や歴史性とのつながりも維持することができる。また、本市のシンボルロードである定禅寺通に近接した場所に新本庁舎を整備することは、「地域特性・まちづくり」の面から考えても妥当であること、他の地区に整備した場合、用地取得費用等が発生し「コスト」がかさむ可能性があることから、勾当台地区に立地させることとした。

(2) 勾当台エリア内部における立地の検討

勾当台エリア内部における新本庁舎の立地については、「①勾当台公園」、「②市民広場付近」、「③現本庁舎敷地内」へ立地させる場合の3つのパターンの検討を行った。

「①勾当台公園」へ立地させるパターンは、保存樹林の移植や国有地の取得等の必要な手続き等に時間を要し、現本庁舎の耐用限界を超過する可能性があり、これらに係る費用のほか、代替公園の整備費用にも多大なコストが想定される。

「②市民広場付近」へ立地させるパターンは、周辺下水道再整備コストや市道表小路線の廃道に係るスケジュールの長期化等の可能性、新本庁舎整備期間中のイベント等の開催等に制約が出ることを踏まえると、整備は困難である。

このため、新本庁舎の整備は、「③現本庁舎敷地内」に立地させるパターンを基本方針とし、今後、市民広場、定禅寺通との連続性を持たせる工夫について検討することとした。

2.4.3 事業の実施工程計画

本事業の工事工程の概算スケジュールは図2.4-1に示すとおりであり、新本庁舎の供用開始は令和10年度（2028年度）を目標としている。工事は2期を予定しており、1期工事は令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの約3年間、2期工事は外構とあわせて令和11年度（2029年度）から令和13年度（2031年度）の間の約1年半を予定している。

新本庁舎建設における工事順序を図2.4-2に示す。新本庁舎建設にあたっては、現本庁舎高層棟を残しながらの建設工事とするため、以下の工事順序を予定している。

- ・ 現本庁舎内の仮移転先の設備改修他
低層棟・議会棟の仮移転先の改修を行い、先行解体に向けて低層棟・議会棟の仮移転を実施

- ・ 現本庁舎低層棟・議会棟・噴水広場等に係る外構の先行解体
- ・ 1期工事として、敷地南側に新本庁舎を建設、外構工事を実施
- ・ 現本庁舎高層棟及び北側駐車場を解体し、2期工事として、敷地北側に市民利用情報発信機能となる低層棟を建設し、駐車場・外構を整備



図 2.4-1 新本庁舎整備スケジュール

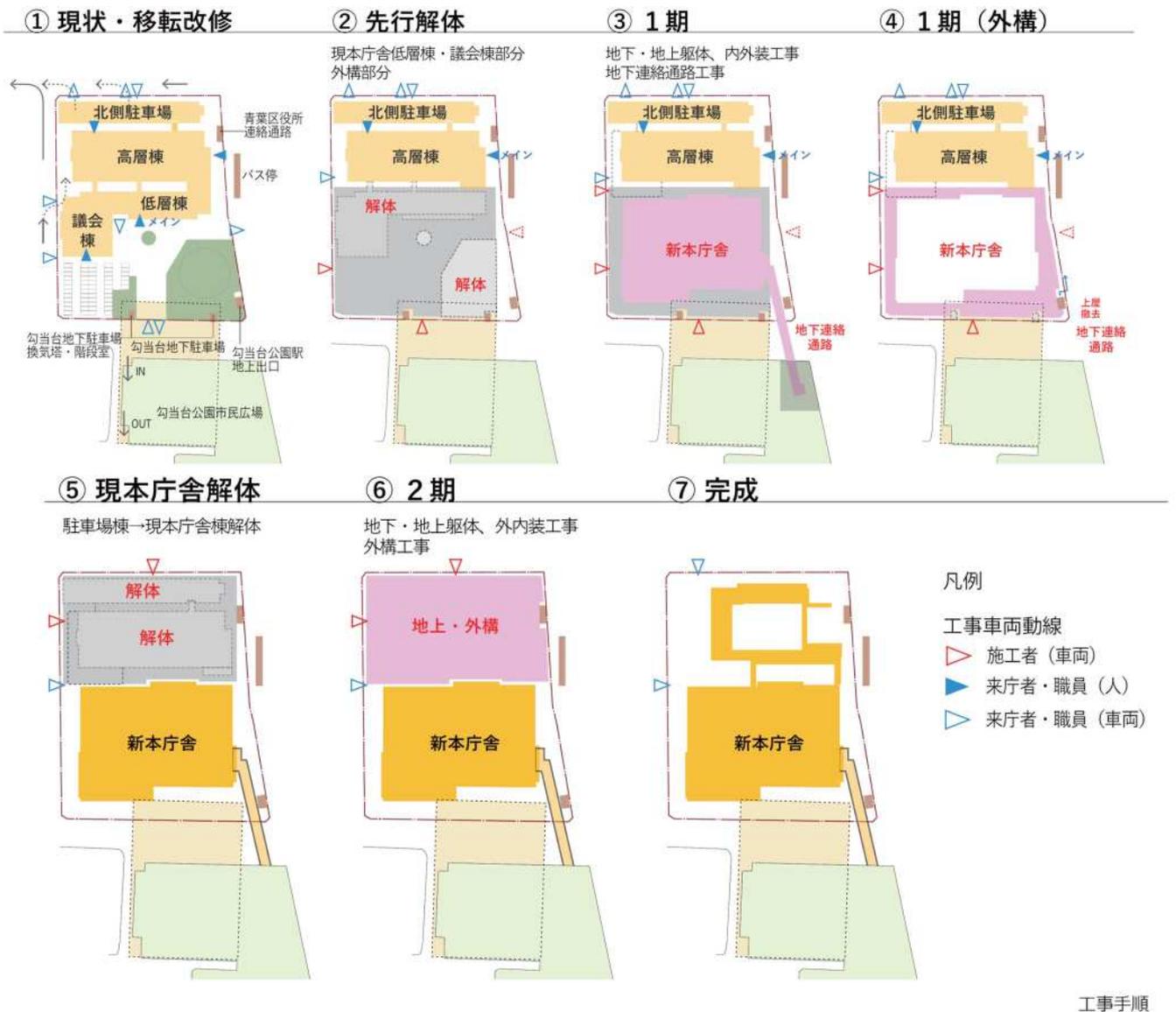


図 2.4-2 新本庁舎建設の工事順序

2.4.4 近隣の他整備事業との関連性

近年、勾当台エリアを含む本市都心部において、建築物の老朽化や新規オフィスビルの供給が減少するなどの課題が顕在化している。そこで、本市の様々な都市個性を深化させながら、働く場所、楽しむ場所として多くの人を集め、そこから賑わいと交流、そして持続的な経済活力が生み出され続ける躍動する都心（まち）づくりに向け、「せんだい都心再構築プロジェクト」を立ち上げ、都心の機能強化を進めている。

当該プロジェクトにおいては、現本庁舎周辺の「勾当台・定禅寺通エリア」を、機能強化を図る重点ゾーンの中でも、都心の活力を創出する主要な起点に位置付け、「多彩な市民活動と定禅寺通や市民広場、一番町等の豊かな公共空間が一体となった日常的な賑わいと交流を創出するエリア」として、多様な主体とこの方向性を共有し、協働しながら、活力の創出などに取り組むこととしている。

このことを踏まえ、本市として勾当台エリアの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」を令和2年度に策定し、公・民が連携や役割分担の下、公共施設や公共空間、民間施設の改修・更新にあたることで、勾当台エリアの特色の明確化や付加価値の創出を行い、都心における人々の滞留や賑わい、交流などを生むきっかけとすることを目指す。

現在、新本庁舎建替や定禅寺通活性化、勾当台公園・市民広場の再整備に向けた検討など、勾当台・定禅寺通エリアに係る本市の具体施策は、令和3年3月に策定された仙台市基本計画や都市計画マスタープランなどの趣旨や理念を基礎とし、勾当台エリアビジョンの中で位置付けなどを再整理して展開していく。

(1) 新本庁舎・市民広場の一体的な活用に向けた検討

基本構想において、基本計画の策定に向けては、「新本庁舎と市民広場・定禅寺通等周辺との一体性確保に留意し、市民広場との連続性に配慮した計画の検討」をすべきとされたことを受け、庁内では平成30年6月に「勾当台公園市民広場のあり方に係る関係課長会議」を設置し、新本庁舎と市民広場との一体的な活用に向けた検討を行った。

当該検討を踏まえ、市民広場が目指すべき今後の方向性について、以下のとおり整理した。

- ① 本庁舎の建替えを契機として、新本庁舎、定禅寺通との空間的な一体性を確保することにより、市内随一の屋外集客装置としての機能の拡充を目指す。
- ② 本市として東北地方全体の活性化に寄与するために、市内有数の集客力を有する市民広場や新本庁舎をより有効に活用することにより、さらなる情報発信機能の強化を目指す。
- ③ 市民活動の活性化は、都市の活力向上を図る上で不可欠な要素であり、市民広場は本市における代表的な市民活動のステージとして、さらなる機能の拡充を目指す。
- ④ 災害対応機能を強化するため、新本庁舎との連動性の向上を図る。

なお、新本庁舎・市民広場の一体的な活用を実現させるための手法については、コストの抑制や整備期間の短縮、イベント開催時や災害対応時における利便性等といった要素を考慮する必要がある。

このため、新本庁舎・市民広場の一体的活用の対象となる市道表小路線については、その機能を維持しながら、必要に応じて当該市道を活用した平面的接続とすることを基本とし、新本庁舎低層部と敷地内広場・市道表小路線及び勾当台公園市民広場等との一体的利活用を実現するため、検討を進めてきた。

令和3年度は、仙台市役所新本庁舎低層部等公民連携検討会を4回開催し、第1回・第2回検討会では機能や空間の検討、第3回・第4回検討会では運営・管理手法等の検討を実施した。今後はこれ

らの議論を踏まえ、事業者公募に向けて、コンセプト・目指すべき姿のブラッシュアップ、事業スキームの精査、公募条件の整理等を引き続き検討していく。

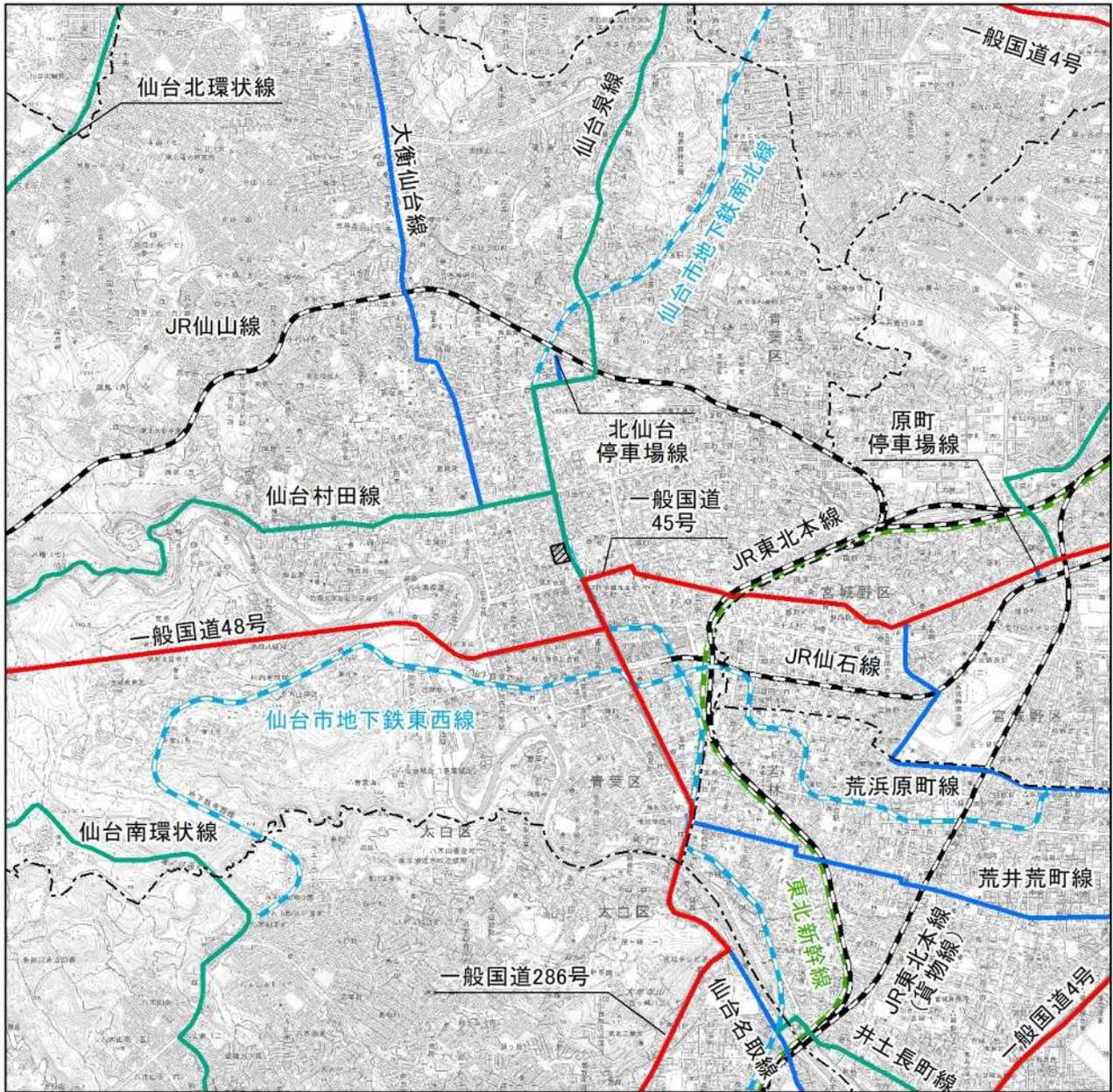
3 事業実施の位置

3.1 事業実施区域

計画地位置図は図 3.1-1 及び図 3.1-2、計画地周辺の空中写真は図 3.1-3 に示すとおりである。

計画地は、現仙台市役所本庁舎の敷地であり、仙台駅から北西へ約 1.3km に位置する。計画地の東側には勾当台通を挟んで宮城県庁や宮城県警察本部、国の地方支分部局等の行政機関が集中しており、南側は勾当台公園市民広場に面し、近くを定禅寺通が東西に通る。また、計画地周辺は、企業のオフィス等が集中して立地している。計画地周辺の状況については、写真 3-1 を参照。

位置：仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号



凡例

計画地

区界

道路

一般国道

主要地方道

一般県道

鉄道

新幹線

JR在来線

地下鉄

出典：「宮城の道路 2020～道路事業の概要～地図編（宮城県管内図（路線図）」
（宮城県道路課 HP 令和 2 年 6 月閲覧）

「地理院タイル標準地図（国土地理院 令和 2 年 6 月閲覧）

「国土数値情報行政区域データ（平成 31 年データ）」（国土数値情報データベース 国土交通省 令和 2 年 6 月 4 日）

（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）



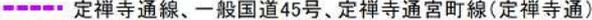
1:50,000



図3.1-1 計画地位置図



凡例

-  計画地
-  区界
-  主要施設
-  仙台泉線(勾当台通)
-  定禅寺通線、一般国道45号、定禅寺通宮町線(定禅寺通)

出典：「せんだいぐらしのマップ（市道路線認定網図）」（仙台市総務局広報課
令和5年3月閲覧）
（電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成）

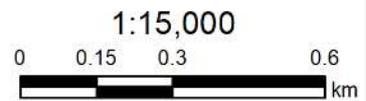


図3.1-2 計画地位置図（拡大図）



凡例

 計画地

基図は、「国土地理院ウェブサイト 地図・空中写真閲覧サービス」における2019年4月23日撮影の空中写真を使用している。
(電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成)



1:10,000
0 0.1 0.2 0.4 km

図3.1-3 空中写真



①計画地北東側（青葉区役所前）



②計画地南東側（勾当台公園北）



③計画地南東側（勾当台公園南）



④計画地南側（一番町アーケード北）



⑤計画地南側（定禅寺通）



⑥計画地南側（市民広場北）



⑦計画地南西側



⑧計画地北西側

写真3-1 計画地周辺の状況

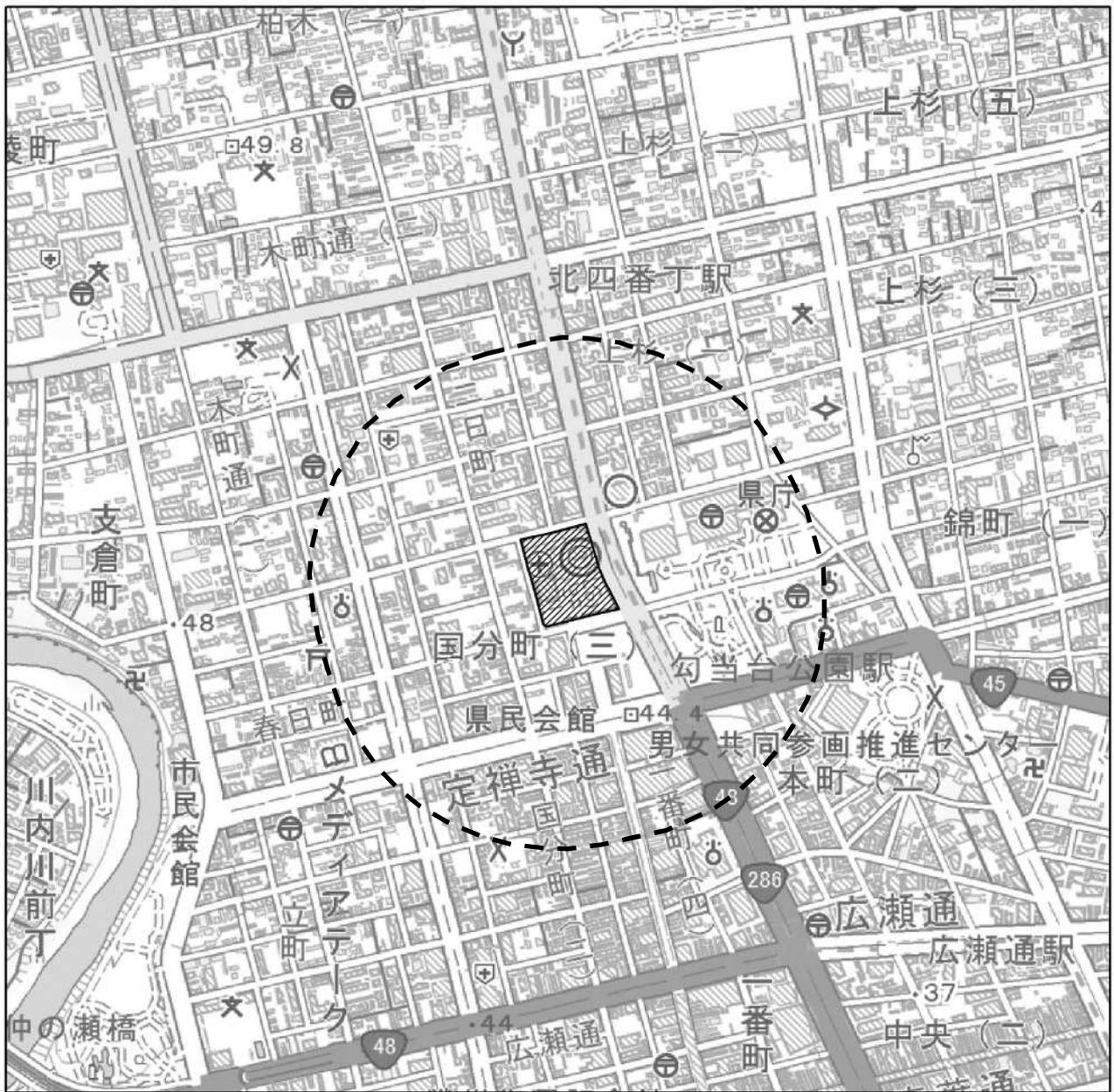
3.2 関係地域の範囲

関係地域の範囲は表 3.2-1、図 3.2-1 に示すとおりである。

関係地域は、最も広い範囲に影響が及ぶと想定される範囲を参考に、計画地から 300m と設定した。

表3.2-1 関係地域の範囲

項目	関係地域の考え方	敷地境界からの距離
電波障害	本事業により地上デジタル波に係る電波障害の影響が想定される地域とし、工作物等の出現により、電波障害が生じると考えられる範囲とする。	200m 程度
日照障害	本事業により日照障害の影響が想定される地域とし、工作物等の出現により、日照障害が生じると考えられる範囲とする。	100m 程度
風害	本事業により風況の変化が想定される地域とし、工作物等の出現により、風害が生じると考えられる範囲とする。	300m 程度
景観	本事業により眺望景観の変化が想定される地域とし、工作物等の出現により、主要な眺望地点等からの眺望景観に影響が生じると考えられる範囲とする。	300m 程度
温室効果ガス等	本事業により工事中及び供用時に温室効果ガス等の発生が考えられる地域とする。	計画地



凡例

 計画地

 関係地域の範囲 (計画地から 300m の範囲)

出典：「地図で見る統計(統計GIS)境界データ(小地域)」
(総務省統計局 令和2年6月4日ダウンロード)

(電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成)



1:10,000

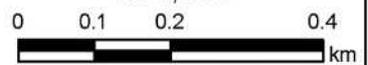


図 3.2-1 関係地域の範囲